(学童用) 大川市学童保育所 入所(選考)基準調査票

●基本加算							
項目		父親	母親	備考			
	週40時間超	5	5				
家庭外勤務	週30~40時間	4	4				
(フルタイム)	週20~30時間	3	3				
	週20時間以下	2	2	保護者以外の同居者の勤務については対象			
	週40時間超	4	4	としない。			
家庭外勤務	週30~40時間	3	3	パートタイムの勤務時間については週平均			
(パートタイム)	週20~30時間	2	2	勤務時間数とする。			
	週20時間以下	1	1	専業主婦(夫)はいずれの項目についても当て			
家庭内勤務	1日8時間超	3	3	はまらない。			
(自営業・農業等)	1日5~8時間	2	2				
	1日5時間以下	1	1				
		祖父	祖母				
同居の祖父母	フルタイム	0	0	同一住所でなくても祖父母が同一敷地内			
	パート、自営業等	-1	-1	に住んでいる場合は同居として扱う。			
	無職	-2	-2				
校区内在住の無職の祖父母		-1					
校区外通学の児童		1	0				
ひとり親家庭		10					
	1年生	12					
	2年生	1	0				
児童の学年	3年生	8					
	4年生	(3				
	5 年生	;	3				
	6 年生		1				
	重度	,	7	重度:身障1・2級、精神1級、療育A 中度:身障3・4級、精神2級、療育B1			
児童の障がい の程度	中度	į	5	軽度:身障5・6級、精神3級、療育B2 ※同一人物が複数手帳を持っていた場合は			
	軽度	;	3	その中で最も重度のもので判定する。			
合 計 (A)							

裏面もあります

表面の基本加算の合計(A)が同点になる児童がいた場合、以下の基準で優先順位を付ける。

調整項目による加算の高い児童 > 対象児童の学年が低い家庭 > 課税額の低い家庭 > 多子世帯

●調整項目					
項目		家族	備考		
	重度		数人いる場合はそれぞれに○をつけてください。		
	(寝たきり・施設入所等)	7	例:重度2名の場合 ◎ をつけてください。		
保護者または			なお、障がい者の判定は、下記のとおり。		
同居者に	中度		重度:身障1・2級、精神1級、療育A		
障がい者有	通院(週3以上または	5	中度:身障3・4級、精神2級、療育B1		
(要介護者有)	月15日以上)		軽度:身障5・6級、精神3級、療育B2		
(疾病者有)	軽度		同一人物が複数手帳を持っていた場合は		
	通院(週2以下または	3	その中で最も重度のもので判定する。		
	月14日以下)				
生活保護世帯		5			
保護者求職中		5	生計中心者が求職中であり、日中就職活動		
			をしている場合のみ加算		
調 整 考慮してもらいたい 事情がある場合に記入					
合 🏗	計 (B)				